

■「松江市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

1. 計画改定の背景・理由

- 平成 26 年 9 月 「松江市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
(根拠法令: 新型インフルエンザ等対策特別措置法)

中核市移行に伴い保健所設置市となったことにより、サーベイランスの実施、予防・まん延防止、地域医療体制の確保等、県に準じた役割を担うこととなったため、計画の改定を行うもの。

2. 改定の概要

1) 主要な対策項目を変更 (主要5項目→6項目)

【現行】

- ① 実施体制
- ② 情報収集・提供・共有
- ③ 予防・まん延防止
- ④ 医療
- ⑤ 市民生活及び地域経済の安定の確保

【改定後】

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び地域経済の安定の確保

2) 保健所設置市として新たに行う対策を追記、関連する項目についての修正

(主な追記内容)

- ①サーベイランスの実施
インフルエンザ様患者全数把握、学校等欠席者状況調査、積極的疫学調査など
- ②予防・まん延防止
検疫所からの通報による入国者の健康観察、濃厚接触者対策など
- ③医療
帰国者・接触者外来の設置、帰国者・接触者相談センターの設置、入院措置、患者の搬送、検査体制の整備、医療機関への診断・治療等に資する情報提供など

3) 実施体制の見直し

発生段階	現行計画	改定後
未発生期		本市対策連絡会 (役割: 新型インフルエンザ対策に関する情報収集及び連絡調整)
海外発生期	本市対策幹事会 (幹事長: 健康推進課長)	本市対策幹事会 (幹事長: 副市長)
地域内未発生期		本市対策本部 (本部長: 市長)
地域内発生早期		
地域内感染期		
小康期	本市対策本部 (本部長: 市長)	

※島根県域において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、または地域内発生があった場合、速やかに本市対策本部を設置する。

《参考》

■新型インフルエンザ等対策における保健所設置市の役割

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づく、地域医療体制の確保やまん延防止は、都道府県に準じた役割を果たすことが求められている。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(抜粋)

2. 地方公共団体の役割

【都道府県】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、確かな判断と対応が求められる。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する市及び特別区については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、都道府県と保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

■保健所設置市が都道府県と同等の役割を求められている対策

項目	主な対策(根拠)
実施体制	なし
情報収集・提供・共有	○各種サーベイランスの実施(感染症発生動向調査事業実施要綱)
まん延防止・予防	○積極的疫学調査(当該患者の濃厚接触者の特定)(感染症法第15条) ○濃厚接触者に対する外出自粛の要請等(感染症法第44条の3又は第50条の2)
医療	○医療資機材の整備(政府行動計画) ○国の要請に基づく帰国者・接触者外来の設置(政府行動計画) ○国の要請に基づく帰国者・接触者相談センターの設置(政府行動計画) ○入院措置(感染症法第19条又は第46条) ○患者の移送(感染症法第21条又は第47条) ○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与(政府行動計画)
市民生活及び地域経済の安定の確保	なし

※項目は、松江市新型インフルエンザ等対策行動計画(現行)に基づく

※ は、県においては、対策本部の指示で保健所が動くもの